近時の労働判例 ～労働法制特別委員会若手会員から～

第36回 大阪高裁平成26年7月17日判決（日本政策金融公庫うつ病自殺事件）〔労働判例1108号13頁〕

労働法制特別委員会研修員　山澤　諭（67期）

1　事案の概要

(1)　本件は，Yの職員であったAがYにおいて担当していた業務が過重であったために精神疾患（うつ病）を発症させこれによって自殺したと主張して，Aの相続人であるXらがYに対し，安全配慮義務違反（民法415条）又は不法行為（民法709条）による損害賠償請求したという事案である。

なお，農林漁業金融公庫は本件一審係属中に解散し，日本政策金融公庫が権利義務を承継し，本件についても訴訟承継したという事情があるが，便宜上併せて「Y」とする。

(2)　Aは，大学卒業後の平成2年4月からYに勤務し，平成13年7月からはYのα支店，平成17年4月からはβ支店に在職した。Aは，α支店及びβ支店で農業融資担当業務に従事し筆頭調査役であった。Aの自殺直前の時間外労働時間は，α支店在職中の自殺8か月前で109時間15分，7か月前で49時間43分，6か月前で37時間22分，5か月前で99時間38分，4か月前で64時間3分であった。一方，β支店在職中の自殺3か月前で0分，2か月前で31時間35分，1か月前で24時間10分であった。また，AとXは，平成17年4月18日，同居を開始した。

このような事情のもと，Aは，平成17年7月7日，うつ病の発症に伴って生じる希死念慮により自殺した。

(3)　本件について，労働基準監督署長はAの自殺を業務災害と認め，遺族補償年金等の支給決定をしている。また，Yから労働基準監督署長に対し文書提出命令の申立てがなされ，原審はこれを却下する一方，控訴審はこれを認めている。

(4)　なお，最高裁が平成27年8月26日付で上告不受理とし，本控訴審判決が確定している。

2　争点

本件の主たる争点は，業務とうつ病発症との間の相当因果関係の存否であるが，副次的な争点としてYの安全配慮義務違反の肯否が挙げられる。

3　原審について

原審は，Aの時間外労働時間について，自殺の5か月前で約100時間，4か月前で約64時間とその心理的負荷は大きかったとし，またAの従事していた業務内容自体について，他の職員と比較して特段過重なものではなかったとしても業務の遅れがちなAにとっては相当過重であったとしている。その一方，業務外心理的負荷について，Xとの同居開始が負荷となったとは認められないとし，これらの事情から相当因果関係を肯定した。その上で，Yは，Aの性格や業務の遅れを認識しており，これらについて配慮することが可能であったにも拘らずAを叱責して心理的負荷を蓄積させるばかりであったとし，Yの予見可能性を認めるとともに安全配慮義務違反を認め，結果としてXらに対する合計8879万3245円の支払いを命じている。もっとも，Aによる損害の発生・拡大の寄与を理由として3割の減額を認めている。

4　控訴審について

控訴審は，まず，業務と傷病等との間の因果関係が認められるためには「社会通念上，業務に内在し又は通常随伴する危険の現実化として傷病等が発生したと法的の評価されること」が必要であるとした上で，『心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針（平成11年9月14日付け基発第544号）』及び『ストレス・脆弱性理論』の内容を示し，Aの

従事した業務自体が過重であったとは認められないとしている。次に時間外労働時間について，Aは単身生活であり社宅にいても職場に出ても特に生活上異なることはないことから早出出勤をし，職場でその日の仕事の準備をしていたといえること，土・日・祝日に出勤したことはなく有給休暇も取得していたこと等の事情から，Aの早出出勤は「業務上の必要に迫られてなされていたものであったとは認められ」ないとし，その上で，終業時刻後の時間外労働時間のみをみれば，平成16年11月分が約72時間，平成17年2月分が約71時間とそれほど長時間の時間外労働といえない上，長時間労働が2か月以上継続していないことから恒常的であったともいうことはできず，業務が過重であったとは認められないとしている。一方，業務外心理的負荷について，平成17年4月以降のXとの同居等による生活の変化が一定程度心理的負担をもたらしたとしている。

そして，Aが自殺する約2週間前に軽症うつ病を発症したことについては認める一方，軽症うつ病と担当した業務との間に相当因果関係があるということはできないとし，原判決中Yの敗訴部分を取り消すとともに，Xらの各請求をいずれも棄却した。なお，控訴審は「念のため」と付した上で，YにおいてAの心身の健康が損なわれることを具体的に予見することは困難であった等として安全配慮義務違反も否定している。

5　検討

本裁判例は，うつ病自殺の相当因果関係判断に関する一つの事例判断としての意義を持つ。

危険現実化論やストレス脆弱性理論への言及など，判断枠組自体にはそれほどの目新しさがないとの見方が一般的なようであるが，本裁判例が，平成23年12月26日付基発第1226号（いわゆる「新基準」）やその前提となった「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（平成23年11月）」ではなく，平成11年9月14日付基発544号（いわゆる「旧基準」）を引用していることについては，なお議論の余地がある。もっとも，この点について「認定基準及び実施通達は，本件公務外災害認定処分時には発出されておらず」と言及する裁判例が存在することからすれば（名古屋地判平成27年3月30日判例地方自治398号93頁参照），本裁判例も同様の配慮をしたものと解釈することもできる。その一方，本件事案において新基準に依拠して判断した場合に同様の結論となったかについては，なお議論の余地がある。

また，本裁判例は，業務過重性の判断における時間外労働時間について早出残業時間をその対象から除外しているが，肯定例ではあるものの同様の判断手法を採用する裁判例が存在することからすれば（名古屋地判平成19年11月30日〔トヨタ社員過労死訴訟〕判タ1275号190頁参照），今後も同様の判断がなされうるものと考えられる。加えて，業務過重性判断において当該早出残業時間を含めて判断した原審とこれを除外した控訴審とでその結論が分かれていることからすれば，当該時間外労働時間の差異に業務過重性の肯否における一つの分水嶺を見出だすこともできる。

なお，本件においては，原審・控訴審ともにYから文書提出命令の申立てがなされ，原審においてはこれらがいずれも却下される一方，控訴審においてはX作成の陳述書や時系列表につき文書提出命令がなされている（大阪高決平成25年10月4日判時2215号97頁）。これにともなって控訴審判決では長々と妻との電子メールが引用されており，判決文の論理の運びの中では明示されていないものの，このことが原審・控訴審の判断を分ける一つの重要な要素となったものと考えられることからすれば，当該決定は今後の同種事案における訴訟運営に一定の影響を与えるものと考えられる。